

## (仮称) 西東京市子ども条例要綱の解説文

西東京市では、子どものいのちと権利を守るため、児童虐待防止に向けた取組や関係機関の連携強化など様々な施策をすすめています。平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」子どもの権利擁護が児童福祉法の理念として位置付けられました。これらのことを踏まえ、さらに本市の子どもに関する取組をすすめ、市全体ですべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるために、(仮称) 西東京市子ども条例の制定を目指しています。

(仮称) 西東京市子ども条例要綱は、西東京市子ども子育て審議会の設置する(仮称) 子ども条例検討専門部会により検討・作成されたものであり、本条例に盛り込むべき内容が記載されています。本文書は、その解説文です。

本条例においては、以下のような点を重視しています。

- 1 本条例は、西東京市の子どもがいつそう自分らしく生きていくことができるように、また、西東京市で生じた痛ましい事件を忘れないためにも、前文で条例の理念を示し、「総合的な条例」として制定することを目指しています。総合的な条例とは、以下の4つのポイントを意味します。
  - ① 考え方・理念+施策の原則+制度設置+条例の実施・検証という総合
  - ② 健康、医療、福祉、教育など子どもにかかわる分野の総合
  - ③ 家庭・園／学校・地域など子どもが生活する場の総合
  - ④ 子ども支援+子どもにかかわる人たちの支援の総合
- 2 このような総合的な条例のもとで、子ども固有の相談・救済制度を設け、子どもがSOSを出しやすいような手立てを取り、そのSOSが効果的な救済・回復に結びつくような仕組みを定めています。
- 3 さらに、子ども施策や子どもにやさしいまちづくりを推進するにあたって、虐待、いじめその他の権利侵害、子どもの貧困、子どもの居場所づくりなど子どもをめぐる今日的な問題に取り組むことや、子どもから多くの意見が寄せられた子どもを取り巻く環境の整備に努めること、さらに、国際的な要請でもある子どもの意見表明・参加や子どもの権利の普及などについて、その原則をとくに定めています。
- 4 これらの施策をすすめるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその職員、地域と住民がその役割を十分に果たせるよう必要な支援を受けることができることを定めています。
- 5 そして、市民をはじめ関係者の連携・協働を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを定めていることも特徴の1つです。

また、本条例は、対象である子どもにも読みやすいように、できるだけわかりやすい規定や文章にしています。また、条例では、施策や事業の原則となる内容を主に定めています。

## ◆ 前文

- ・わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていくこと  
わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていこう
- わたしたちは、子どもが家庭・園/学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていこう
- わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちにしていこう
- ・子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされること  
乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっていること  
子どもは、いじめ、虐待、貧困などの困難な状況について、まち全体で取り組まれ、いのちが大切に守られること  
子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができること  
子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されること  
子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくりなどに参加することができること
- ・おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えること  
おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分伝えられるよう、子どもと向き合っ意見聴くこと
- ・地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していくこと
- ・市は、子どもが生まれてから切れ目のない支援をすすめること
- ・わたしたちは、世界の約束事である児童（子ども）の権利条約、そして日本国憲法・児童福祉法などの趣旨や規定にしたがい、この条例を定めること

前文では、この条例の基本的な考え方や、子どもや市民へのメッセージを示しています。これらのことが、子どもをはじめ多くの市民が読みやすく理解してもらいやすいように意識しています。

最初に、子どももおとなも一緒に、まち全体で子どもがすこやかに育つことができる「子どもにやさしい西東京」をつくっていくことを記しています。「わたしたち」とは、西東京市に在住、在勤、在学するすべての人のことです。「子どもにやさしい西東京」とは、国際連合・児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）やユニセフなどの国際的な考えを踏まえ、あらゆる場面で、子どもの権利を大切に、とくに子どもの意見を尊重して子どもの参加を推進し、子どもの最善の利益を考慮したうえで、子どもに関する支援や施策・事業を行い、子どものすこやかな育ちを市全体で支えていくまちです。

子どもが失敗や間違いをしてもやり直すことができ、それを糧に成長していきことができるまちにしていこうことを記しています。失敗や間違いが許されないという意識は、新たなことに

挑戦することを阻み、子どもが成長する可能性や機会を排除してしまうこととなります。また、失敗や間違いをしてしまった場合に、やり直せるという意識がまち全体にあることが子どもにとって救いや希望になると考えています。

子どもを、西東京市や社会をつくっていく一員であると認め、様々な場面でその力を発揮し、いきいきと過ごしていけるようなまちを目指すことも記しています。

いじめや虐待、貧困の悩みを抱える困難な状況にある子ども、また日本語を母語としない子どもや障害のある子ども、不登校・ひきこもり状態にある子ども、性的マイノリティである子どもなどの多様な背景をもつ子どもについて、それらの背景や子どもの気持ち、状況を理解することなどを通じて、それぞれの尊厳が守られ、社会への参加を大切にすまちなしていくことが示しています。

次に、子どもを主語にして、子どもの権利条約などの国際水準や西東京市の子どもに対するヒアリングなどを踏まえ、子ども支援や子ども施策における基本的な原則を定めています。基本は、子どもは一人の人間であり、人格をもった、権利の主体であり、それらが大切にされるということです。また、乳幼児についても、国連・子どもの権利委員会の見解に基づき、特別な保護が必要な存在であるとともに、成長に応じて自らの権利を行使する資格を有していることを明確に示しています。

そして、いじめ、虐待、貧困、体罰、不適切な指導および対応、それらに準ずるものが、子どもを取り巻く困難な状況であると捉え、それらについてまち全体で支援に取り組み、子どもの権利の出発点である子どものいのちを大切に守っていきます。

子どもは、一人ひとりのもつ違いを個性として認められ、差別されることなく、自分らしくいきいきと育つことができるということを明示しています。

子どもは、その子どもにとって最も良いことはなにか、子どもの権利条約のキーワードの一つである子どもの最善の有益を、何においても一番に考えられるということが根本にあると示しています。

子どもの意見表明および子ども参加についても記しています。ここでいう意見は意思・意向という広い意味で、意見を自由に表明するとは、自分の考えに基づいた言葉を怯えることもなく、諦めて無関心になることもなく、自由に言うことができるということです。その際、意見などを言えない、表現しづらい子どもが、意見などを言える、表現できるよう配慮した手立てを取ることも大切です。また、子どもにかかわることやまちづくりについて、子どもが参加しにかかわっていくことができるということを記しています。子どもの社会参加の現状からして、「加わる」ところからすすめていくという意味で、「参加」という言葉を使用しています。また、権利の視点からは、「参加」は、加わる以外に企画や決定過程にかかわる、位置付けられるという意味を含んでいます。子どもの意見表明および参加については、子どもがすこやかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる、とくに大切なものの一つであり、本条例においては前文に位置付け、各章に関連する根本的なものと捉えています。

続いて、おとなのあり方について、とくに子どもの気持ちを考え、尊重し、寄り添いながら、子どもが自ら成長することを支援することが大切であることを示しています。そこでは、遊びと学びは子どもが生き成長していくうえで決定的に重要であると認識しており、とくに乳幼児にとっては、遊びは学びそのものであり、そのための環境づくりが大切であることを強調しています。

子どもが安心して自分の思いや考えを伝えられるように、おとなは子どもの意見を軽視したり、無視したりするのではなく、その意見をもつに至るまでの考え方や状況に配慮し、きちんと子どもに向き合い、受けとめ、丁寧に話を聴くことを示しています。

さらに、地域住民は、子どもが地域で育つことを意識し、子どもの育ちを見守り、顔の見える関係づくりをすすめることにより、子どもが安心感を得て、生きていくことができるよう支援を行っていくことを示しています。

そして、市は、子どもが生まれてから成長していく過程において、切れ目のない支援をすすめることにより、子どもが安心して育つことができるようにすることを示しています。

最後に、前文に定めていることを踏まえたうえで、日本国憲法や 1994 年に日本が批准した子どもの権利条約、その条約が法改正により平成 28 年に理念に位置づけられた児童福祉法、その他子どもに関連する法律（児童売春・ポルノ禁止法、児童虐待防止法、子ども・若者育成支援推進法など）の趣旨や規定に従って、この条例を定めていることを示しています。

## 第 1 章 総則

第 1 章では、条例の目的、定義、市やおとななどの役割など、条例の総則を定めています。

### 1 目的

いまと未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とすること

本条例の目的について定めています。現在、そして未来に生きるすべての子どもを対象にしています。「すべての子ども」とは、困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもを含んでいるということを強調した表現です。「子どもが心も身体も健康に育つことができる環境を整備していく」ために、西東京市全体でその考えを共有し、市はそのための仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としています。

### 2 言葉の意味

- (1) 子どもとは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている 18 歳未満のすべての人をいうこと。ただし、これらの人と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる人を含むこと
- (2) 保護者とは、親、里親その他親に代わり養育する人ということ
- (3) 市民とは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたりする人をいうこと。また、市内で市民活動を行う団体を含むこと
- (4) 育ち学ぶ施設とは、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと

ここでは、この条例上の実施に必要な範囲で使われる「子ども」、「保護者」、「市民」、「育ち学ぶ施設」の定義をしています。

子どもの権利条約と児童福祉法では、「子ども」を18歳未満としています。それを踏まえ、この条例でも原則として18歳未満の人を、「子ども」としています。例外として「ただし、これらの人と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる人を含む」と定めており、例えば、高校生が在学中に18歳に達することから、高等学校などに在籍している人を指しています。

この条例で、「保護者」とは、親、里親その他親に代わり子どもを養育する人を指す言葉として使用しています。

この条例で「市民」とは、西東京市に在住、在学、在勤する人を指し、市内において市民活動を行う団体を含む言葉として使用します。

この条例で「育ち学ぶ施設」とは、(4)で定める施設となります。「児童福祉法（昭和22年法律164号）に定める児童福祉施設」については、保育所、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童館・児童センターなどがあります。「学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校」については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などがあり、また、「その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設」については、認可外保育施設、学童クラブ、塾、フリースクール、スポーツクラブなどを指します。

### 3 市やおとなの役割

- (1) 市は、すべての子どもがいのちを大切にされ、すこやかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもにかかわる施策を総合的に実施すること
- (2) 保護者は、子育てについて第一義的責任を負うことを自覚し、必要に応じて市や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を活用しながら、子どもがすこやかに育つよう努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性をもち、学び、成長できるよう支援に努めること
- (4) 市民は、地域のなかで子どもが育っていくことを認識し、子どものすこやかな育ちのために協力するよう努めること
- (5) 事業者は、その活動を行うなかで、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めること

ここでは、子どものすこやかな育ちのために、市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者それぞれの立場において実施する役割について定めています。

市は、子どもの権利条約の一般原則である差別の禁止、子どもの最善の利益の第一義的な考慮、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重を基本として、子どもにかかわる施策を総合的に実施する役割を担います。子どもにかかわる施策については、後述の「第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」で示された施策の原則に基づき、「推進計画」（第5章）などに具体的に定められたものを実行していきます。

保護者は、子育てについて第一に責任を負う立場にありますが、その責任を一方的に押しつ

けられることなく、必要に応じて市や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を受けながら、子どもがすこやかに育つように努力をすることを役割とします。

保育士や教職員をはじめ育ち学ぶ施設の関係者は、これらの施設で過ごすことが子どもにとって大きな成長の機会であることを踏まえ、子どもが主体性をもって学び、活動することができるように支援を行うことを役割とします。

市民は、子どもが身近な存在であり、地域の中で遊び、学び、活動することで育っていくということを認識し、子どものすこやかな育ちのために子どもや保護者などに協力するよう努めることを役割とします。

事業者は、事業活動を行うすべての人や団体のことであり、活動を行うなかで、働く子どもがすこやかに育っていくことができるような環境づくりや、働く人たちが子育てしやすい環境づくりなどに努めることを役割とします。

#### **4 連携**

- (1) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援すること
- (2) 市は、国、都その他の地方公共団体などと協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援すること

ここでは、前述した市やおとなの連携・協働や、市と国、都などとの協力により子どもの育ちを支援していくことが重要であることを踏まえ、独立した条文で強調しています。

## **第2章 子どもの生活の場での支援と支援者への支援**

第2章では、子どもの生活の場である家庭・育ち学ぶ施設・地域社会において、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民が前述の役割を果たすことができるよう、支援されることを示しています。

#### **5 保護者と家庭への支援**

- (1) 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市は、子どもがすこやかに養育されるよう、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、必要に応じて協力し、支援に努めること

まず、保護者と家庭への支援について定めています。

子育てにおいて第一義的な責任を負う保護者について、家庭で子育てを安心して行うことが

できるように必要な支援を受けることができます。保護者が子どもの育ちにおいて重要な役割をもっており、その役割を十分に果たすことが期待されます。だからといって、総則の解説でも述べたように、保護者が一方的に責任を負わされるのではなく、必要な支援を受けながら、その役割が果たせるようにしていくことが大切です。

そのため、保護者が家庭で安心して子育てができるよう、市や育ち学ぶ施設の関係者、市民は支援に努めます。

## 6 育ち学ぶ施設とその職員への支援

- (1) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、施設の職員が子どもへの適切な支援ができるよう必要な支援に努めること
- (3) 保護者や市民は、育ち学ぶ施設がその役割を果たせるよう対等な立場で協力し、子どもがすこやかに育つよう努めること

次に、育ち学ぶ施設とその職員への支援について定めています。

育ち学ぶ施設の関係者は、その役割を果たすために必要な支援を受けることができます。

(2)では、市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもに対して適切な支援ができるよう支援していくことに努めます。例えば、育ち学ぶ施設の職員がもつ専門性が十分発揮できるように研修の機会を保障するなどの支援に努めます。

また、(3)では、育ち学ぶ施設の関係者がその役割を果たせるように、保護者や市民は対等な立場で協力し、子どもの育ちに資するよう努めることを示しています。お互いの役割を理解したうえで、協力していくことが子どものすこやかな育ちにつながると考えています。

この支援にあたっては、育ち学ぶ施設の主体性や自主性を大切にしていきます。

## 7 地域と住民への支援

- (1) 市民は、地域において子どもがすこやかに育つよう必要な支援を受けることができること
- (2) 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めること
- (3) 市は、市民が行う子どものすこやかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めること

次に、地域と住民への支援について述べています。

市民は、その役割を果たすために必要な支援を受けられることが定めています。

(2)では、子どもが地域で過ごすことに関して、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、子どもが安全・安心して生活し、地域の一員として、地域社会に参加できるようなまちづくりに努めるよう定めています。

また、(3)では、市民が子どもの育ちのために行う活動について、市が支援することに努めることを示しています。

## 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

第3章では、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進に関する内容について規定しています。

子ども施策については、法律や政策によりすでに取り組んでいるにもかかわらず、なお解消されていないと考えられる子どもをめぐる課題（とくに子どもの虐待、いじめ、貧困問題など）を取り上げています。本条例で定めることにより、子どもを基本において、その権利を大切にしながら、総合的に取り組むことを強調しています。また、子どもをめぐる状況の改善・進展に必要であり、かつ、取組をすすめている居場所づくり、子どもの意見表明・参加にかかわる内容を定めています。

さらに、子どもにやさしいまちづくりの推進に欠かすことのできない子どもの権利の普及について定めています。

### 8 虐待の防止

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らせるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対する虐待の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報すること
- (4) 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと

まず、虐待の防止については、児童虐待防止法などに規定されている内容と重なる部分もありますが、本条例にあえて定めることで、市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者それぞれが子どもの虐待防止に取り組んでいくこととともに、まち全体で子どもにやさしいまちづくりのなかで取り組んでいくことを強調しています。虐待の定義については、児童虐待防止法で規定されているような、身体的虐待、性的虐待、放任・ネグレクト、心理的虐待を指します。なお、国連・子どもの権利委員会は、家庭や施設を含むあらゆる場面で体罰を法律で明確に禁止すること、体罰に代わる非暴力的な形態のしつけや規律を広報・促進することなどを勧告しています。ここでいう「関係機関」とは、児童相談所などを指しています。（なお、虐待防止法や児童福祉法では、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所」に通告することになっています。また、場合によっては、家庭裁判所も含まれます。）

### 9 いじめその他の権利侵害への対応

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが育ち学ぶ施設などでいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防および早期発見に取り組むこと



(3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと。また、いじめその他の権利侵害にかかわっている子どもなどが再びいじめその他の権利侵害にかかわらないよう取り組むこと

いじめその他の権利侵害への対応について、子どもが育ち学ぶ施設などでいじめその他の権利侵害を受けることなく安心して生活できることを強調しています。ここでいう「いじめその他の権利侵害」とは、いじめ、体罰、不適切な指導および対応、これらに準ずるものを指します。

(2)の「いじめその他の権利侵害の予防や早期発見」においても、本条例で示している子どもの視点から取り組むことが大切です。

「いじめその他の権利侵害」はすぐになくなるわけではありません。また、西東京市をはじめ多くの調査結果が示しているように、いじめその他の権利侵害を受けても、SOSを出せない子どもがたくさんいます。(3)に定めるように、問題の解決にあたっては、傷ついた子どもの気持ちを基本においてその子どもの救済をまず図っていくことが必要です。なお、「いじめその他の権利侵害にかかわっている子どもなど」とは、例えばいじめに関しては、いじめをする子ども、いじめを扇動などする子ども、いじめを傍観する子どものことを指し、再びいじめその他の権利侵害にかかわることがないように、市や育ち学ぶ施設の関係者は適切な指導および対応や意識啓発などに取り組むことが規定されています。また、体罰や不適切な指導および対応を行う教師などが再びそのような行為を行うことがないように研修などにも取り組むことを求めています。

## 10 子どもの貧困の防止

市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者などと連携・協働して、子どもが安心して過ごし学び、すこやかに育つため、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めること

ここでは、子どもの貧困対策について、条例に位置づけ、国際連合やユニセフが指摘するように、子どもの権利保障の視点から総合的に取り組んでいくことを示しています。子どもにかかわる問題は行政だけで解決することができませんが、とりわけ子どもの貧困問題は自己責任にとどめることなく、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者などと連携・協働して取り組むよう努めることを求めています。

## 11 健康と環境

- (1) 市は、子どもが心身の健康を保ち、増進していくことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めること

健康や環境づくりについては、市としてこれまでも取り組んでいる課題ですが、子どもから

とくに多く意見のあった内容です。

本条例の検討過程において子どもから出た、受動喫煙防止や騒音による安眠妨害についての意見、緑の保全や公園についての意見、学校の環境整備を望む意見などについて考慮して取り組んでいくことが重要です。

## 12 子どもの居場所

- (1) 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、学んだり、活動したりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、居場所づくりについて、子どもが考えや意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること

本条例の検討過程において、子どもから、安心して過ごせる場所や友人と話したり、部活動をしたり、勉強したりと思いいいに活動できる場を居心地が良いと感じている様子を見ることができました。ここでは、ありのままの自分を出すことができ、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、さまざまな活動を行うことができる子どもの居場所づくりが必要であることを定めています。

子どもに居場所を与えていくという押し付ける考え方ではなく、子どもの自主性を大切にし、安心できる居場所づくりができるよう、施策をすすめていく際に子どもの意見を聴いたり、参加できるよう努めることを示しています。

## 13 子どもの意見表明や参加

- (1) 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会や仕組みを設けるよう努めること
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めること
- (3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見表明や参加を促進するため、その意義や方法について学んだり情報を得たりすることができるよう努めること

前文でも触れたように、子どもの意見表明や子ども参加については、子どもの最善の利益がどのようなことか知るうえでも必要であり、子どもがすこやかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる、大切に根本的なものです。現状で子どもの意見表明や参加を促進するためには、①このような基本的な考え方、②子ども自身が意見表明・参加ができるような機会や仕組みをつくること、そして③条件整備や支援が必要です。

(1)では、市が、子どもがともに社会を構成し担っていくパートナーであるということを認識し、ともに西東京市をつくっていく主体として、意見表明や参加の機会や仕組みを整えるよう努めていくことを示しています。

(2)では、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者がそれぞれの立場で子どもの

意見表明や参加をすすめるため、子どもの意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援することに努めるよう定めています。

(3)では、子どもが意見表明や参加をしていくためには、子ども自身が必要な意義や方法について学習することや情報を獲得することが不可欠です。そのために市や育ち学ぶ施設の関係者が必要な取組をすすめることが求められています。

#### 14 子どもの権利の普及

- (1) 市は、この条例や子どもの権利条約に定められた子どもの権利について、子どもをはじめ市民が理解し、子ども自身が身につけることができるよう普及に努めること
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、身につけ、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めること
- (3) 市は、保護者や育ち学ぶ施設の関係者など子どもの育ちにかかわる人たちが子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めること

子どもにやさしいまちづくりには、ユニセフも指摘するように、子どもの権利（国際的な基準である子どもの権利条約）の普及が必要となります。前文の解説でも触れたように、子どもにやさしいまちとは、子どもの権利条約を実現するまちであり、児童福祉法にもその理念が位置付けられている子どもの権利条約を推進していくことは、西東京市の子ども施策をいっそうすすめていくためには欠かせないものとなっています。

本条例や子どもの権利条約に定められている子どもの権利について、子どもだけでなくおとなも含む市民全体が理解できるよう、また、子ども自身が子どもの権利を身につけることができるよう、様々な手立てと工夫をして普及啓発に努めることが必要です。

また、(2)では、育ち学ぶ施設において、子どもが権利を学び、身に付け、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるように支援に努めることを定めています。子ども自身が権利の主体であることを学ぶことは、すべての人に同様に権利があるということの理解が深まり、お互いを尊重し合う意識の醸成につながります。

(3)では、子どもの権利の普及には、とくに保護者や育ち学ぶ施設の関係者などの子どもの育ちに深くかかわる人たちが子どもの権利について学び理解することが不可欠です。そのために、市が必要な手立てを講じることに努めることを定めています。

## 第4章 子どもの相談・救済

第4章の子どもの相談・救済は、新たな制度設置・取組にかかわるもので、条例による根拠づけが必要なものであるため、独立した章で規定します。国連・子どもの権利委員会による勧告や30以上の自治体での取組（とりわけ、川西市、豊田市、松本市、世田谷区などの制度や活動）を参考にして、公的な第三者機関にかかわる内容を定めます。

この機関は地方自治法を踏まえ、市長の附属機関として設置する形をとります。

本条例においては、制度設置に必要な規定をし、手続ほかについては規則に委ねます。

この章の規定に基づいた制度設計や既存の相談・救済機関との連携が重要になります。

なお、名称については、他の自治体でもよく使われている「子どもの権利擁護委員」にしますが、子どもにわかりやすく親しみやすい愛称を子どもに考えてもらうことも必要でしょう。

## 15 子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 市は、子どもの権利の侵害について、すみやかに救済することを目的として、西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置すること
- (2) 擁護委員は、3人以内とすること
- (3) 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから市長が委嘱すること
- (4) 擁護委員の任期は、3年とすること。ただし、再任することができること
- (5) 市は、擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置くこと
- (6) 市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができること

いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、西東京市子どもの権利擁護委員を設置します。

既存の相談窓口と異なるところは、子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け問題の解決を図っていくことを基本にしていること、特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般について取り扱うということ、独立した第三者機関であること、関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が条例に基づいた権限として定められていることです。

擁護委員は、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益に配慮できる人物である必要があるため、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者が望まれます。また、擁護委員の数は3人以内とし、任期はある程度の継続性が必要であることから、3年間で、再任は妨げないものとしています。

擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査専門員を置くこととしています。相談・調査専門員は、とくに子どもからの直接相談に乗ったり子どもの意見を聴いたりすることになるため、擁護委員と同様に子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益に配慮できる人物であることが望まれます。

## 16 擁護委員の仕事

- 子どもの権利擁護委員は、相談、申立て、または自らの判断で、次の仕事を行うこと
- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること
  - (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること
  - (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること
  - (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること
  - (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること
  - (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること

- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること
- (8) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること

擁護委員が何を行うのかという職務について定めています。

擁護委員は、子どもや保護者などから相談、申立てを受けたとき、または自らの判断により、調査したり、その結果に基づき救済・回復のための調整や要請などを行ったりします。厳密に言えば、管轄権の問題で、市および市の機関については対応しなければならない「勧告」、市以外の機関では対応するよう努める「要請」になりますが、本条例では、「要請」という文言にしています。同様に、市および市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」になりますが、本条例では「意見を述べること」にしています。

例えば、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。相談内容から必要があれば、子どもをはじめ関係者から話を聴くなどして事実を調査し、権利侵害からの救済のために関係者との調整や関係者への要請を行います。さらに、権利侵害を防ぐために制度改善などの意見を伝えることができます。その際、子どもは救済の単なる対象ではなく、自分にかかわる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。

上述したように、擁護委員には職務に関する権限をもっています。ただ、一方的な要請や意見の提出により、権利侵害をした相手方と子どもを対立させてしまうのは子どもの最善の利益にならない場合もあります。実際の擁護委員の仕事として「調整」が重要になるゆえんです。保護者や育ち学ぶ施設の関係者なども対応に悩んだり、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれたりすることもあります。そのようなとき、第三者の擁護委員が調整役として、何が最善か考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

繰り返しますが、相談や救済の取組を通して、子ども自身が自分で悩みや問題を解消する力を身につけることができるように支援をしていくことが重要です。

その他に、擁護委員がその活動を効果的にすすめるためには、市民の理解と支持、そして既存の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのためにも、その活動について報告・公表することや子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、また関係者との連携をすすめることなどにかかわることも職務として定めています。

## 17 要請や意見表明の尊重

- (1) 市は、要請や意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとること
- (2) 市以外のものは、要請や意見表明を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めること

擁護委員が要請や意見表明をした場合、その内容を尊重し、市（市の執行機関である教育委員会など）については、必要な措置をとります。また、市以外の関係者については、必要な措置をとるよう努力することを規定しています。

## 18 擁護委員の独立性の確保と活動への協力

- (1) 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めること
- (3) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが擁護委員制度を活用しやすいよう手立てを講じ、その環境を整えるよう努めること

擁護委員が市の特定の機関と関係性を有しない第三者機関であること、その独立性を強調しています。独立性が尊重されることにより、擁護委員の活動が効果的で信頼されるものになり、子どもも安心して相談できるようになります。また、擁護委員の独立性を尊重したうえで、市は擁護委員の職務を支援していくことを明示しています。

(2)では、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者についても、擁護委員の職務に対して、情報提供などの協力を努めることを定めています。

さらに、(3)では、せっかくこのような制度ができて、知らない、わからない、使われないということであれば意味がありません。とくに子どもが擁護委員に相談などをしやすくなるような環境をつくっていくことについて、まち全体で取り組むよう努力することが必要です。

## 19 見守りなどの支援

擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができること

この規定は、相談や申立てがあり、救済の活動が一旦終了した後も、関係機関や団体などと協力して、その子どもを見守り、支援していくことを必要に応じて行うことができる内容となっています。子どもの権利侵害についての問題は再発する可能性も考えられるため、見守りなどによる支援が必要な場合もあります。

## 20 活動の報告と公表

擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし、その内容を公表し、普及すること

擁護委員は独立性を尊重されているため、その活動状況については公表し、広く検証してもらうことが大切です。擁護委員の独立性や活動を担保するのは、最終的には市民の理解と支持です。個人のプライバシーには十分に配慮をしたうえで、情報を共有することは、子どもを取り巻く問題について共通認識をもつことにつながります。

## 第5章 子ども施策の推進と検証

第5章では、本条例と子ども施策を総合的にかつ効果的に推進するため、推進計画の策定や体制の整備をすること、また、それらのことについて検証することを定めています。

### 21 推進計画

- (1) 市は、条例に基づいて子どもにかかわる施策をすすめていくための基本となる計画（以下、「推進計画」という。）をつくること。なお、既存の計画で推進計画となりえるものがある場合は、その計画を推進計画に位置づけることができること
- (2) 市は、推進計画をつくる時、子どもをはじめ市民の意見が活かされるよう努めること
- (3) 市は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表し、普及に努めること

本条例の内容が推進されるよう、条例に基づいた子どもにかかわる施策をすすめていくため、推進計画を策定します。本市では、すでに子どもに関する総合的な計画である「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（計画年度：平成27年度から平成36年度の10ヵ年）が策定されているため、この計画を推進計画に位置づけることを含めて検討し、計画の策定をします。

もちろん、計画の策定にあたっては、子どもをはじめ市民の意見を聴いてその意見を活かすよう努めます。

また、子どもにかかわる計画は行政だけで実現するわけではないので、その普及に努め、市民などと連携・協働して取り組むことが求められます。子どもに配慮した公表・普及も検討します。

### 22 推進体制

- (1) 市は、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置すること
- (2) 子ども施策推進本部は、子どもにかかわる施策について、対応すべき事項の方向性の決定や調整をはかること
- (3) 市は、とりわけ市民と連携・協働して、子どもにかかわる施策を効果的に推進すること

市では、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策に係る部署で組織する子ども施策推進本部を設置し、そこで対応すべき事項の方向性の決定や庁内横断的な調整を図ります。

本条例で繰り返し強調していますが、子どもにかかわる施策は行政だけで実現するわけではないので、とりわけ市民と連携・協働して取り組むことを、ここでも定めています。

### 23 検証

- (1) 市は、条例や子どもに関する施策を着実にすすめていくため、推進計画の実施状況について仕組みをつくり、検証すること。検証にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めること

(2) 市は、検証の結果について報告を受け、その内容を尊重し、必要な措置をとること

本条例が効果的に推進されているか、推進計画の実施状況などを検証していく必要があります。この検証は、行政が中心となった従来のPDCA（plan＝計画、do＝実施、check＝評価、action＝改善）の評価システムを超えて、子どもの現場に施策がどこまで届いているかなど実態を踏まえ、子どもをはじめ市民の声を活かしながら取り組むものです。したがって、検証を行う機関は、専門性も必要になります。本市における子ども・子育て支援に関する行政の適正かつ円滑な運営を図るために設置する西東京市子ども子育て審議会がすでにありますので、そこに専門部会を設置して検証することを検討します。

この検証過程においても、子どもをはじめ市民の意見は不可欠です。

検証を行う機関から検証結果の報告を受けたとき、市ではその報告内容を尊重し、必要な措置を講じます。このような検証と対応をすすめることで本条例がいつそう推進することになります。

## 第6章 雑則（委任）

---

この条例に定めること以外に必要なことは、市長が別に定めること

「この条例に定めること以外に必要なこと」としては、とくに第4章子どもの相談・救済に関する事項、第5章子ども施策の推進と検証に関する事項などが想定され、市長が定めます。